

**宇城市住民異動届等記入受付支援システム導入及び保守業務委託に係る
公募型プロポーザル提案書評価基準**

1 概要

提案資格確認者（以下「提案者」という。）の提案書に対して次に定める基準に従い評価する。

2 評価方法

（１）評価者

「宇城市住民異動届等記入受付支援システム導入及び保守業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、各委員が各提案についてそれぞれ評価を行う。

（２）提案書の評価

提案者の提案書を、プレゼンテーション及びデモンストレーション（以下「プレゼン等」という。）を通じそれぞれ次の基準により評価する。

提案書の評価は、提案者から提出された提案書をもとに、プレゼン等を通じて評価を行うこととする。提案書の採点方法は、プロポーザル実施要項に記載の８（３）の提案書の構成それぞれに割り当てられた配点（３評価基準）に従い、次の（３）～（５）の方法により評価を行う。

（３）評価点（評価項目１～６（評価項目３（３）を除く。））

参加者の絶対評価により評価を行う。

項目の評価	評価点
特に優れており、極めて満足できる	5
十分に考慮され、優れている	4
考慮されており、ほぼ満足できる	3
考慮されているが、不足がある	2
ほとんど考慮されておらず、極めて不足である	1

（４）評価点（評価項目３（３））

提案者から提出された機能要件一覧（３０項目）の対応可否について、下表の区分により評価を行う。

標準システム（無償で対応可能な代替案を含む。）で対応可	2点
カスタマイズ（見積の範囲で可能なものに限る。）で対応可	1点
対応不可（見積の範囲を超えるものを含む。）	0点

(5) 評価点（評価項目 7）

提案者の見積金額について、次の考え方に基づいて評価を行う。

提案者中の、見積金額が最低となった提案を 5 点と評価する。
他の提案者については、次の数式で算出した点数を評価点とする。
見積額を税抜きで算定し、小数点以下切り捨てて得た点数を評価点とする。
ランニングコストは月額の見積単価を採用する。
なお、提案者が 1 者の場合は、配点の 6 割を評価点とする。

【提案価格評価点の計算式】

$$\text{評価点} = \text{配点 5} \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{見積額}}$$

3 評価基準

次のとおり、評価基準を設定する。

評価項目	評価基準
1 業務実績	(1) 同種システムの実績（5 × 当該事業者の契約数／最大契約数） ※グループ会社の実績は含まない。
2 業務実施体制	(1) システムの本稼働・本格運用までのスケジュールが無理のないスケジュールとなっているか。また、テストの方法や研修の方法は適切か。 (2) 業務実施のための組織体制が十分で、配置される業務従事者は本システムの導入経験及び基幹系業務システム（住民記録システムや戸籍システム等）に対する知識は十分か。
3 システム・機器に関する機能	(1) 本業務の目的を理解し、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。また、提案を実現するためのシステムの全体像は明確となっているか。 (2) システムの画面構成や操作方法は、職員が円滑に遂行できるよう配慮され、わかりやすいか。 (3) 機能要件一覧（全 30 項目）を十分満たしているか。
4 独自提案	(1) 住民サービスの向上及び職員の業務効率化に資する工夫を凝らしているか。 (2) データ連携の手法は、よく研究されており、基幹系システムの標準化を見据えた提案となっているか。また、標準化に向けた業務フローの変更やコスト低減に対する工夫を凝らし

	ているか。
5 運用保守・セキュリティ	(1) 運用保守の内容、役割分担の明確性、トラブル発生時の対応とその体制は十分か。
	(2) システムのセキュリティ対策は万全か。また、サービス水準を十分満たしているか。
6 プレゼンテーション	(1) プレゼン資料はわかりやすく、論理的な説明で説得力があるか。また、質疑に対する的確な応答ができているか。
7 見積金額	ア 構築費用（イニシャル） 5×提案者内最低見積金額／当該事業者の見積金額 ※見積金額は税抜きで算定し、小数点以下切り捨てとする。
	イ 保守費用（ランニングコスト） 5×提案者内最低見積金額／当該事業者の見積金額 ※1月分の保守費用で算定 ※見積金額は税抜きで算定し、小数点以下切り捨てとする。
合計	

4 受託候補者の選定

この評価基準に基づく評価の結果、基準点を満たす者の中から総合評価点が最も高い者を本業務の契約を締結する候補となる事業者として選定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額の評価点を除いた評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託候補者として選定する。

5 提案者が1者又は参加申込みがない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。

なお、基準点は合計得点の60%とし、総合評価点を委員の数で除して算出した値と比較する。